

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更				
（宛先） 京都府知事		平成30年 2月 日				
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都豊島区東池袋3-1-1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 澤田 貴司 電話 03 - 3989 - 7658				
主たる業種	フランチャイズ・システムによるコンビニエンスストア事業					
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで					
基本方針	平成28年度を基準に温室効果ガス排出量を原単位あたり年1%削減する。					
計画を推進するための体制	環境マネジメントシステムにより、平成25年度を基準とする実行計画の進捗管理を実施する。					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	30,090.7 トン	30,219.0 トン	30,330.0 トン	30,422.0 トン	0.8 パーセント
	評価の対象となる排出の量	30,090.7 トン	30,219.0 トン	30,330.0 トン	30,422.0 トン	0.8 パーセント
	目標の根拠	1店舗あたりの排出量を原単位として削減に取組むもの、事業規模拡大(店舗数増)に伴い、総排出量は増加目標となる。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	店舗	84.05	82.79	81.53	80.27	-3.00 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 (1店舗あたり)					パーセント
	事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	事務所数が拡大傾向のため、原単位を店舗数として、1店舗あたりで3年間の平均値がマイナス3%となるよう削減目標とする。この目標を達成するために、新店、改装店舗に店内照明調光システムや空調、冷蔵機器に省エネ機器を導入する。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考
		140.0 パーセント	140.0 パーセント	140.0 パーセント	140.0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	新店、改装店への省エネルギー設備投資により温室効果ガスへの削減に取り組む。				
	(30)年度	新店、改装店への省エネルギー設備投資により温室効果ガスへの削減に取り組む。				
	(31)年度	新店、改装店への省エネルギー設備投資により温室効果ガスへの削減に取り組む。				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	会議体実施日については、公共交通機関の使用を推奨。				
	上記の措置を採用する理由	店舗巡回時等は公共交通機関の使用が難しいため一律導入が困難。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン		
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン		
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	店頭募金において、森林保全に関する募金を実施しており、緑化活動に使われている。					
特記事項						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。